

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

| | |
|--|----|
| ○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課】 | 2 |
| ○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】 | 3 |
| ○ 特定計量器の定期検査【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】 | 4 |
| ○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市戦略局都市再生推進部緑政課】 | 5 |
| ○ 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 | 6 |
| ○ 利用料金の額の承認【保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課】 | 10 |
| ○ 収納事務の委託【都市整備局住宅部住宅管理課】 | 11 |
| ○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局道路部道路維持課】 | 12 |
| ○ 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 | 13 |
| ○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 | 14 |
| ○ 利用料金の額の承認【産業経済局農林水産部水産課】 | 15 |

北九州市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間 |
|---------------------------|------------------------|-------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 社会福祉法人 北九州市社会 福祉協議会 | 北九州市戸畑 区汐井町1番 6号 | 令和7年4 月1日 | 令和7年4 月1日 | 令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日ま で |

北九州市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成 30 年北九州市条例第 52 号）第 3 条に規定する学校施設の使用料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金 事務取扱 者として 指定した 日 | 指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日 | 委託期間 |
|---------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---|
| 名称 | 住所 | | | |
| 株式会社セブン -イレブン・ジ ャパン | 東京都千代田区 二番町 8 番地 8 | 令和 7 年 3 月 31 日 | 令和 7 年 3 月 31 日 | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日ま で |
| 株式会社ファミ リーマート | 東京都港区芝浦 三丁目 1 番 2 1 号 | 令和 7 年 3 月 31 日 | 令和 7 年 3 月 31 日 | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日ま で |
| 株式会社ローソ ン九州カンパニ ー九州エリアサ ポート部 | 福岡市博多区博 多駅前二丁目 6 番 1 2 号 | 令和 7 年 3 月 12 日 | 令和 7 年 3 月 19 日 | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日ま で |

北九州市告示第176号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|------------------------|--------------------------|-------------------|
| 令和7年6月6日から令和8年3月31日まで | 10時から12時まで 13時から16時まで | 若松区内の特定計量器の所在の場所 |
| 令和7年7月2日から令和8年3月31日まで | 10時から12時まで 13時から16時まで | 八幡東区内の特定計量器の所在の場所 |
| 令和7年7月25日から令和8年3月31日まで | 10時から12時まで 13時から16時まで | 八幡西区内の特定計量器の所在の場所 |
| 令和7年5月19日から令和8年3月31日まで | 10時から12時まで 13時から16時まで | 戸畑区内の特定計量器の所在の場所 |

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、桃園公園駐車施設における使用料の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間 |
|-------------------|--------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| スピナ・シンコースポーツ共同事業体 | 北九州市八幡東区平野二丁目11番1号 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

北九州市告示第 178 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所 |
|-----------------------|----------------|-----------------|-------------------------------|
| 門司区自転車放置禁止区域外 | 4 台 | 令和 7 年 3 月 19 日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所 |
| J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 7 台 | 令和 7 年 3 月 5 日 | |
| | 8 台 | 令和 7 年 3 月 | |

| | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|---------------------------------|
| | | 月 2 1 日 | |
| J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 7 日 | 北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所 |
| 小倉北区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 5 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 7 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 1 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 2 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 3 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 4 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 9 日 | |
| | 3 台 | 令和 7 年 3 月 2 1 日 | |
| 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 4 日 | | |
| 小倉南区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 3 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 5 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 7 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 0 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 1 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 7 日 | |

| | | | |
|---------------------------|-------|---------------------|--|
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 8 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 9 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 4 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 5 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 6 日 | |
| 若松区自転車放置禁止区 域外 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 0 日 | 北九州市戸畑区三六 町 1 3 番 三六自転車保管所 |
| 八幡東区自転車放置禁止 区域外 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 6 日 | 北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所 |
| J R 折尾駅前周辺地区自 転車放置禁止区域 | 6 台 | 令和 7 年 3 月 1 2 日 | 北九州市八幡西区長 崎町 2 番 長崎町自転車保管所 |
| 八幡西区自転車放置禁止 区域外 | 2 台 | 令和 7 年 3 月 3 日 | 北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所 |
| | 3 1 台 | 令和 7 年 3 月 5 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 0 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 1 1 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 3 日 | |
| | 3 台 | 令和 7 年 3 月 1 9 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 1 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 | |

| | | | |
|-------------------------|-------|---------------------|------------------------------|
| | | 月 2 6 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 7 日 | |
| J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 1 3 台 | 令和 7 年 3 月 1 4 日 | 北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所 |
| J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 3 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 1 9 日 | |
| 戸畑区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 7 年 3 月 3 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 3 月 5 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 3 月 2 1 日 | |

北九州市告示第179号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、北九州市立年長者研修大学校周望学舎及び北九州市立北九州穴生ドームの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 施設の 種類 | 施設名 | 金額 | | | | | |
|-------------|--------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|
| 老人福祉施設 | 年長者研修大学校周望学舎 | 寝具 | | | 150円 | | |
| 年長者 体育施設 | 北九州 穴生ドーム | 共用 | — | 一般 | 小・中・高等学校の児童及び生徒 | 年長者施設利用証等の持参者 | |
| | | | 1人1回 (2時間以内) | | 500円 | 250円 | 300円 |
| | | | 回数 (10回分) | 1人1回 (2時間以内) | 4,500円 | 2,250円 | 2,400円 |
| | | 専用 | 1時間又はその端数ごとに | 区分 | 全面 | | 半面 |
| A | | | 3,750円 | | 1,870円 | | |
| B | | | 7,500円 | | 3,750円 | | |

北九州市告示第180号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 受託者 | | 委託期間 |
|------------|-------------------|---------------------------|
| 名称 | 住所 | |
| 北九州市住宅供給公社 | 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |

北九州市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間 |
|------------|--------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 河内さくら公園愛護会 | 北九州市八幡東区河内一丁目1番10号 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

北九州市告示第182号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 受託者 | | 委託期間 |
|-----------|-----------------------------|-----------------------|
| 名称 | 住所 | |
| 北九州埠頭株式会社 | 北九州市門司区西海岸一丁目3番1号門司港プラザビル2階 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

北九州市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立東部斎場における使用料及び手数料の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次の通り告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間 |
|------------|-------------------------|-------------------|----------------------|-------------------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 株式会社 五輪 | 富山県富山市 奥田新町12 番3号 | 令和7年4 月1日 | 令和7年4 月1日 | 令和7年4月1 日から令和8年 3月31日まで |

北九州市告示第184号

北九州市漁港管理条例（昭和39年北九州市条例第34号）第15条第3項の規定により、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの釣り台付き遊歩道の利用料金の額について承認したので、北九州市漁港管理規則（昭和39年北九州市規則第31号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

北九州市長 武内和久

| 区分 | | 金額（1人当たり日額） | |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| | | 大人 | 小・中学校の児童及び生徒 |
| 釣り台 | 個人 | 1,000円 | 500円 |
| | 団体（30人以上） | 800円 | 400円 |
| | 回数券（11枚つづり） | 10,000円 | 5,000円 |
| 遊歩道 | | 0円 | 0円 |